

## 【資料】

- 3 支援社協は、県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は、可能な限り支援・協力するものとする。

(県社協本部の設置及び役割)

第6条 この協定に基づく災害時の組織的な支援活動を円滑に実施するため、県社協本部を設置するものとする。

- 2 県社協は、県及び関係機関等と協議の上、第7条に規定する支援を行う。  
ただし、県災害ボランティアセンターが設置された場合はこの限りではない。
- 3 県社協は、県外の社協からの支援を必要と判断した場合は、被災地社協と協議の上、関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定に基づく幹事社協及び全国社会福祉協議会（以下「全社協」という）に職員の派遣を要請するものとする。

(支援の内容)

第7条 県社協及び支援社協が行う被災地社協への支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 県社協及び支援社協は、職員を派遣し、次の業務に従事させるものとする。
  - ア 災害ボランティアセンター（設置・運営）に対する支援
  - イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
  - ウ その他社協活動に必要な支援
- (2) 県社協及び支援社協は、登録又は把握している防災ボランティア等に情報提供を行うとともに、被災地におけるボランティア活動を支援するものとする。
- (3) 県社協及び支援社協は、支援活動に必要な物品、資機材の提供及び調達を行うものとする。

(経費の負担)

第8条

支援活動に要する経費は、原則として支援した県社協及び支援社協で負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、県社協、被災地社協及び支援社協と協議して定めるものとする。

(勤務の取扱い)

第9条 派遣された職員は、派遣をする県社協及び支援社協における勤務とする。

- 2 職員の派遣にかかる経費については、派遣した県社協及び支援社協で負担するものとする。
- 3 職員派遣に伴う傷病については、派遣する県社協及び支援社協の労働者災害補償保険の適用とする。

(県外への支援)

第10条 県外の社会福祉協議会又は全社協から県社協へ支援要請があった場合は、可能な範囲で当協定に準じた支援活動にあたるものとする。

ただし、市町村社協が自主的に行う県外支援活動はこれを尊重し、当協定の支援内容と重複する場合は、県社協と当該市町村社協が協議するものとする。